（国立研究開発法人海洋研究開発機構法の一部改正）

第十三条　国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十八条」を「―第十八条」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十七条の二　機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十八条第一項中「前条」を「第十七条」に改める。

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法の一部改正）

第十四条　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十七条の二　機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十八条第一項中「前条第一項第五号」を「第十七条第一項第五号」に改める。

（独立行政法人労働者健康安全機構法の一部改正）

第十五条　独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二中「前条」を「第十二条」に改め、同条を第十二条の三とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十二条の二　機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

附則第三条第六項中「第十二条の二」を「第十二条の三」に改める。

（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の一部改正）

第十六条　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十五条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十五条の二　研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十六条中「前条第一項第二号」を「第十五条第一項第二号」に改める。

（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律の一部改正）

第十七条　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十四条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十五条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十六条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十七条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十八条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十八条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十八条の二　各国立高度専門医療研究センターは、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十九条中「前条」を「第十八条」に改める。

第二十条第一項中「前条まで」の下に「（第十八条の二を除く。）」を加える。

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正）

第十八条　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に改める。

第十四条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十四条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十四条の二　研究機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十五条に次のただし書を加える。

ただし、第四号に掲げる業務に係る勘定については、第十七条の二第一項の規定により基金を設けた場合に限り、設けるものとする。

第十五条第一号中「前条」を「第十四条」に、「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第二号中「前条第一項第一号」を「第十四条第一項第一号及び第六号」に、「及びこれ」を「並びにこれら」に改め、同条第三号中「前条第一項第五号」を「第十四条第一項第五号及び第六号（第五号に掲げる業務に係る部分に限る。）」に、「及びこれ」を「並びにこれら」に改め、「附帯する業務」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四　第十七条の二第一項に規定する基金に係る業務

第三章中第十七条の次に次の一条を加える。

（基金の設置等）

第十七条の二　研究機構は、主務大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十四条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2　政府は、予算の範囲内において、研究機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。